

- 春肥(R4.11~R5.5購入分)は、取組実施者は令和5年6月から9月末までに県協議会に取組計画書等を提出。
 - 肥料価格は、農業者ごとの肥料の種類・量・価格・価格適用日(納品日)が分かる書類(明細書等)により確認。
 - 上記期間内に購入された肥料であることを確認できるよう取組実施者ごとに証明書を作成。
 - 国が示す春肥の高騰率1.4を適用し、支援金を算出。
- ※後に返戻金等が発生する場合は、あらかじめ控除した額を支援金として請求。
- また、参加農業者の同意があれば、振込手数料等を支援金から控除することもできる。

春肥申請の事務手続と支援金支払いの流れ（令和5年度）

